

増え続ける健康食品の送りつけ被害
4月以降、都内の相談 1,000 件超える!!

平成 25 年 9 月 9 日
生 活 文 化 局

6 都県で合同調査・同時処分

健康食品を送りつけていた 2 事業者に業務停止命令（6 か月）

本日、東京都は、注文した事実のない消費者に電話をかけ、「*月*日に注文を受けた」などと不実を告げたうえ、消費者が受取りを断ると「弁護士をたてるぞ」などと言い、健康食品を購入させていた電話勧誘販売事業者 2 社（「日本サプリメント合同会社」及び「合同会社健康計画」）に対し、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 23 条第 1 項に基づき、業務の一部停止（6 か月間）を命じました。また併せて、当該 2 社に対し、特定商取引法第 22 条に基づき、「不実を告げて商品を購入させていた」旨を購入者に通知することを指示しました。

日本サプリメント合同会社は、近隣 5 県（※1）と合同で調査を行い、同時に処分を行ったものです。

（※1）栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県及び東京都の 6 都県合同調査、同時処分。

1 事業者の概要

事業者名	日本サプリメント合同会社	合同会社健康計画
代表者名	清算人（※2） 飯泉 康成	清算人（※2） 荒岡 聡
登記簿上の本店	東京都港区西新橋三丁目 5 番 1 号 橋場ビル 4 F A	東京都港区西新橋三丁目 5 番 1 号
設 立	平成 25 年 4 月 24 日	平成 25 年 5 月 13 日
業 務 内 容	健康食品の電話勧誘販売	健康食品の電話勧誘販売
取 引 商 品	健康食品「焯帝」	健康食品「焯帝」
販 売 単 価	3 万 8,900 円～3 万 9,800 円	2 万 6,000 円～3 万 9,800 円

（※2）現在清算手続中であり、清算法人として存続

2 勧誘行為等の特徴（2 事業者共通）

- （1）実際に商品の申込みを行っていない消費者に対し、「注文した健康食品ができたのでお届けにあがります」などと電話をかけ、消費者が注文していないと断ると、「*月*日に注文を受けています」などと不実を告げて健康食品を購入するよう迫り、代金引換配達で購入させる。
- （2）購入を断る消費者に対し、執拗に勧誘行為を続けたり、「弁護士に頼んで、出るところでもいい」などと言って、消費者を困惑させていた。

3 業務の一部停止命令の内容（2 事業者共通）

平成 25 年 9 月 10 日から平成 26 年 3 月 9 日までの 6 か月間、特定商取引法第 2 条第 3 項に規定する電話勧誘販売に係る次の行為を停止すること。

- （1）売買契約の締結について勧誘すること。
- （2）売買契約の申込みを受けること。
- （3）売買契約を締結すること。

【問合せ先】

生活文化局消費生活部取引指導課
電話 03-5388-3074

4 指示の内容（2事業者共通）

電話勧誘販売により健康食品の売買契約を締結した東京都在住の者に対し、「当社営業員が『以前注文を受けた健康食品を送ります』などと、あたかも消費者が健康食品の購入を申し込んだ事実があるかのように告げて健康食品を販売していたが、そのような注文を受けていた事実はない」旨を、販売した商品名を付して通知すること。

5 業務の一部停止命令等の対象となる主な不適正な取引行為

日本サプリメント合同会社	合同会社健康計画	特定商取引法の条項
電話勧誘販売をするに際し、勧誘に先立って、消費者に対し、勧誘目的を告げなくてはならないにもかかわらずこれを告げず、「注文した健康食品ができたので、お届けにあがります。」などと告げて勧誘を始めていた。	電話勧誘販売をするに際し、勧誘に先立って、消費者に対し、勧誘目的を告げなくてはならないにもかかわらずこれを告げず、「注文した健康食品ができました。お金を用意しておいてください。」などと告げて勧誘を始めていた。	第16条 販売目的等 不明示
「いません」「注文していません」などと、本件商品の売買契約を締結しない旨の意思を表示した消費者に対し、その電話で勧誘を続けていた。	「注文したはずがない」「いません」などと、本件商品の売買契約を締結しない旨の意思を表示した消費者に対し、その電話で勧誘を続けていた。	第17条 再勧誘
商品の購入者に対して、法定記載事項を記載した売買契約の内容を明らかにする書面を交付していなかった。	商品の購入者に対して、法定記載事項を記載した売買契約の内容を明らかにする書面を交付していなかった。	第19条第1項 書面不交付
勧誘をするに際し、実際に商品の購入を申し込んでいない消費者に対し、「確かに注文を受けています。」「発注いただいて届けている。」などと、消費者の判断に影響を及ぼす重要なことにつき、不実のことを告げていた。	勧誘をするに際し、実際に商品の購入を申し込んでいない消費者に対し、「*月*日に注文を受けている。」「頼まれてから作っている。」などと、消費者の判断に影響を及ぼす重要なことにつき、不実のことを告げていた。	第21条第1項 不実告知
消費者が何度も断っているにもかかわらず、「8,900円だけでも払ってください。私どもも仕事にならない。」「キャンセルするつもりなら、弁護士を立ててお金を請求するぞ。」などと告げて、消費者に対し迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をしていた。	消費者が何度も断っているにもかかわらず、「弁護士に頼んで、出るところでもいい。」などと告げて、消費者に対し迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をしていた。	第22条第3号 省令第23条第1号 迷惑勧誘

6 今後の対応

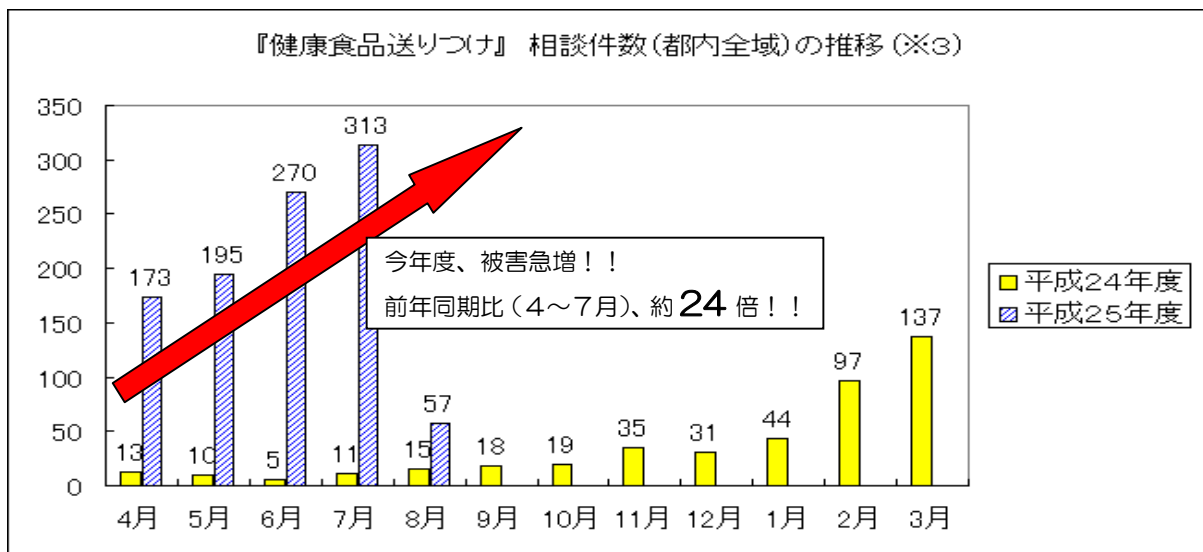
- (1) 業務停止命令に違反した場合は、行為者に対して特定商取引法第70条の2の規定に基づき2年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこれを併科する手続きを、法人に対しては特定商取引法第74条の規定に基づき3億円以下の罰金を科する手続きを行う。
- (2) 指示に対する措置について平成25年10月8日までに都知事あてに報告させる。
- (3) 指示に従わない場合には、特定商取引法第72条の規定に基づき100万円以下の罰金を科する手続きを行なうほか、第23条の規定に基づき業務停止命令の対象となる。

◆東京都では、本年度6月にも「健康食品の送りつけ」2事業者に業務停止命令を行っています。
(参考URL)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2013/06/20n6b200.htm>

(参考) 東京都内における日本サプリメント合同会社及び合同会社健康計画に関する相談の概要
(平成25年9月6日現在)

	契約者 平均年齢	平均契約額	相談件数				
			22年度	23年度	24年度	25年度	合計
日本サプリメント合同会社	79.3歳 (最高齢88歳)	5万990円	—	—	—	51件	51件
合同会社健康計画	81.6歳 (最高齢85歳)	3万4,826円	—	—	—	5件	5件
都内における「健康食品の送りつけ」の相談(※3)	75.6歳 (最高齢100歳)	5万7,133円	124件	169件	435件	1,008件	1,736件



(※3) 都内における「健康食品」に関する相談のうち、「ネガティブオプション」又は「電話勧誘販売」の販売方法に関する相談の件数。平成25年9月6日現在、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に登録の件数。

販売商品(2事業者共通): 焠帝



消費者へのアドバイス

覚えがない商品が届いた場合は、絶対に受け取らないでください。脅迫行為などがあった場合は、迷わず警察に相談しましょう。

同様のトラブルでお困りの方は、東京都消費生活総合センター(03-3235-1155)または最寄りの消費生活センターにご相談ください。

<参考>

東京都消費生活総合センターでも注意を呼びかけています(HP参照)。

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/>

●日本サプリメント合同会社の相談事例

【事例1】

平成25年6月、消費者A宅に日本サプリメントの男性営業員から電話があった。男は「以前注文を受けた薬をお届けします。代引きで送りますが、料金は38,900円です。」と言った。Aは「そんな商品いらないし、お金がない。」と断ったが、男は「代引きで送ります。*日に届きます。」と言って電話を切った。Aは家族のBに相談をした。BはAが数ヶ月前から怪我の治療をしており、薬は病院から処方されているものだけを服用しているため、頼むはずがないのでおかしいと思った。

男が告げた日に、郵便局員が代金引換小包を配達してきたので、受け取れない旨を伝えた。郵便局員が帰ってしばらくした頃、日本サプリメントの甲と名乗る男から電話があり、「今日届く予定の商品は届きましたか。」と言ったので、Bは「Aは注文していません。それにAは数ヶ月前から怪我の治療をしており、薬は病院のものだけを飲みます。いりません。」とキッパリ断った。すると甲は「2週間も前から発注いただいて届けているんですよ。受け取ってくれないと困ります。」と言ってきた。Bは「こちらは注文していないので、いりません。」と再度断った。すると甲は「商品を作るのに3万円掛かっています。こちらだけでも支払ってください。」と言ってきたので、Bが「商品はほかの人に回してください。」と伝えると、甲は「それでしたら8,900円だけでも支払ってください。そうしないと、私どもも仕事にならない。」と言ってきた。Bも「いらないので支払いません。」と返したが、甲は全く引かず、押し問答がしばらく続いた。甲は「上司と代わります。」と言って、乙という男に代わった。Bが乙に「Aは病院で処方してもらっている薬を飲んでいいるから、他の薬類は飲みません。いりません。」と再び断ると、乙は「薬ではないので、病院のお薬と併用しても問題ありません。」と言った。その後もしばらく、Bが「いらない」と何度断っても、乙は一切引かなかった。そして乙が「品物は郵便局にあるから、また届きますよ。」と言って電話が切れた。(契約者80歳代、女性)

【事例2】

平成25年6月、郵便局員が消費者C宅に健康食品を持ってきた。家族のD宛の荷物であったが、Cは、Dは認知症気味であり、本当にDが頼んだのか分からなかったため、商品は持ち帰ってもらった。

その後、日本サプリメントの男性営業員から「荷物は着きましたか。」と電話が掛かってきた。Cは「キャンセルしますので、送り返します。」と伝えた。すると男は「*月*日にDさんから注文を受けています。注文を受けてから生産している商品です。キャンセル期間が2週間ありましたが、もう過ぎているので解約は出来ない。」と言ってきた。Cはとにかく「キャンセルする。」と何度も断ったが、男は「3本で99,600円だが、お金がないと言ったから、今回は特別安くしておいた。」などと言って執拗に商品を受け取るように言ってきた。それでもCが断り続けると、男は「もしキャンセルするつもりなら、弁護士を立ててお金を請求するぞ。」と言いだした。Cは驚いてしまい、なかなか電話を切れなくなってしまったが、「消費者センターに相談する」と伝えて電話を切った。するとそれから10分くらいの間に、6回ほど立て続けに日本サプリメントの電話番号から電話が掛かってきた。ナンバーディスプレイから日本サプリメントだと分かったので、電話には一切出なかった。(契約者70歳代、女性)

● 合同会社健康計画の相談事例

【事例1】

平成25年7月上旬、消費者E宅に、健康計画の男性営業員から電話があった。電話には家族のFが出た。男は「Fさんから、ご注文を受けた商品が出来ました。明日届くので、お金を用意しておいてください。」「健康食品です。3万××円になります。もうすでに郵便局に送っています。」と言ってきた。Fは注文した記憶がなかったが、すでに郵便局に届けられていると聞き、どうしていいかわからず、うやむやな状態で電話を切った。

その日の夕方、また健康計画から電話が掛かってきて、男性営業員が「Fさんが注文した商品です。お金を用意してください。」と言ってきた。Fは怖くなってしまい、はっきりとは断れず電話を切った。

翌日、また健康計画から電話が掛かってきた。今度はEが電話に出た。電話の男は丙と名乗った。Eが「どのように、いつ注文しましたか。」と聞くと、丙は「電話注文です。6月*日に注文を受けています。」と言った。しかし、言われた日付はFが不在にしているときだったので、Fが注文したのは絶対にありえないと思った。Eが「その日、Fが注文したはずがないです。」と言うと、丙は急に強い口調になり、「あんたは何も分かっていない。自分で頼んどいて、なんで責任をとらないんだ。」と言ってきた。Eが「もしこちらに非があるのであれば、話せなくもないです。証拠はあるのですか。」と言うと、丙は口を濁した。そして大きな声で「あんたは年金生活だろ。年金を止めて、止めた金でお金をもらうぞ。こっちには顧問弁護士がいる。そちらが弁護士を雇うとお金もかかるぞ。」と言ってきた。そのあとも、何度か電話のやり取りが続き、仕方なく購入することにした。(契約者80歳代、女性)

【事例2】

平成25年7月下旬、消費者G宅に、健康計画の男性営業員から電話が掛かってきた。電話口の男はいきなり、「Gさんが注文した健康食品が出来ました。郵便局から荷物が届くので、3万××円を用意しておいてください。」と言ってきた。Gは頼んだ覚えが全くないし、そんな高いものを買うはずがないので「お金がないので、頼むわけがないのでいりません。」と断わった。しかし男は「いや、たしかに頼んでいます。6月に注文を受けています。」と言ってきた。Gが「なんという商品ですか。」と聞くと、男性は「煌帝という商品です。90粒で3万××円になります。」と言った。Gが、「頼んだ覚えがないのでいりません。」と再度断わると、男は「たしかに注文を受けています。」の一点張りだった。男がなかなか引かないので、Gは嫌になり、「警察に相談してみます。」と伝えた。すると男は「Gさんから、たしかに注文を受けています。弁護士に頼んで、出るとこでもいい。いまさら取消しは出来ませんよ。」などと言ってきた。Gが「名前や住所はどうやって知ったんですか。」と聞くと、男は「おたくが注文したとき、言ったんだろ。」と強い口調で言ってきた。そして男は「もう郵便局に送っている。受取ってくれないと、郵便局が迷惑します。」と言ってきた。あまりに男性がいろいろ言うので、Gは面倒くさくなり、「今回は買うから、もう二度と電話をしてこないでください。」と伝え電話を切った。(契約者70歳代、女性)